
EP02. 輸出植物検査申請事項登録 (再輸出)

業務コード	業務名
EPD	輸出植物検査申請事項登録 (再輸出)

1. 業務概要

システムにより行う「輸出植物検査申請」業務に先立ち、インボイス等の書類に基づき輸出植物検査申請（再輸出）の情報を登録する業務である。

登録した輸出植物検査申請事項（再輸出）は任意に訂正することができる。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

入力欄数が20欄以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照

(3) システム状態チェック

本業務を行う場合は、植物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

(4) DB関連チェック

(A) 利用者

①「ユーザ情報DB」に登録されている利用者であること。

②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）であること。

③訂正の場合は、本業務で登録を行った利用者と同じであること。

(B) 輸出植物検査申請番号（申請事項の訂正の場合）

①「輸出植物検査申請DB」に登録されていること。

②申請されていないこと。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

(C) 申請番号（所コード・業務担当コード）（新規登録時のみ）

「所業務担当DB」に登録されていること。

(D) 輸送手段

「輸送形態DB」に登録されていること。

(E) 陸揚港名コード

①「都市DB」に登録されていること。

②入力された陸揚港名コードが無符号（バスケット・コード）の場合は、陸揚港名（欧文）欄に入力があること。

(F) 輸入国名コード

「国名及び州名DB」に登録されていること。

(G) 荷送人氏名コード

「荷受荷送人DB」または「法人番号管理DB」に登録されていること。

- (H) 品目コード（植物）
「植物コードDB」に登録されていること。
- (I) 品目コード（小分類）
「小分類DB」に登録されていること。
- (J) 品目コード（細分類）
「細分類DB」に登録されていること。
- (K) 品目コード（大分類・中分類・小分類）
「大中小分類DB」に登録されていること。
- (L) 品目コード（大分類・中分類・細分類）
「大中細分類DB」に登録されていること。
- (O) 原産国コード
「国名及び州名DB」に登録されていること。
- (P) 発送国コード
「国名及び州名DB」に登録されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 申請番号の払出し処理

①輸出植物検査申請事項（再輸出）の登録の場合は、申請番号をシステムで自動付与する。

②変更承認後の輸出植物検査申請事項（再輸出）の登録の場合は、申請番号の枝番を繰り上げる。

(3) 輸出植物検査申請DB処理

(A) 輸出植物検査申請事項（再輸出）の登録の場合

入力項目及び処理結果を新規登録する。

(B) 輸出植物検査申請事項（再輸出）の訂正の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出植物検査申請DB」に更新する。

(C) 変更承認後の輸出植物検査申請事項（再輸出）の登録の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出植物検査申請DB」に更新する。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出植物検査申請事項登録（再輸出）応答情報	なし	入力者
植物等輸出検査申請事項登録入力控（再輸出）情報	「控出力要求表示」欄に「Y」が入力された場合	入力者

7. 特記事項

- ①欄部の入力は必ず欄番号「1」から番号順に入力すること。
- ②陸揚港名、輸入国名、荷送人氏名、原産国名、発送国名の各名称は、DBに存在するコードが入力されている場合でも、入力された名称を出力する。